

アドバイザー制度実施要綱

1. 目的

本制度は、専門分野や特定の問題に関する情報について、知識や経験のある会員が、アドバイスをこなうことにより、会員の資質向上を図ることを目的とする。

2. 方法

アドバイザーは、理事会が指定し、会員に公表する。委嘱期間は、基本的に協会の年度ごととする。会員であれば、本制度を利用できる。

3. 担当者

アドバイザーからの報告や意見、会員からの苦情等は、会長、副会長が窓口となる。他に、理事会は、理事の中から担当者を選任できる。

4. 運営

会長、副会長、及び理事担当者が、アドバイザーの選任等、通常の運営に携わる。アドバイザーは「アドバイザー制度運営委員会」を組織し、運営について検討する。その決定は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

5. 活動

アドバイザーは、ボランティアの活動とし、基本的に無償とする。ただし、協会の要請に応じて、活動報告を行わなければならない。また、相談に要した実費等については、所定の方法により、協会に請求できる。

6. 経費

リーフレットの改訂等、事業の維持に必要な経費については、理事会で承認し、協会が負担する。

(平成21年3月14日 理事会承認)

(平成22年4月25日 理事会承認)

(平成23年9月25日 理事会承認)